

第十六回 参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和二十八年七月十五日(木曜日)午後二時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君

理事 石村 幸作君 館 哲二君

委員

西郷吉之助君 高橋進太郎君 秋山 長造君 若木 勝藏君 松澤 兼人君 加瀬 完君

政府委員

国家消防本部長 瀧野 好睦君 自治庁次長 鈴木 俊一君 自治庁財政部長 武岡 憲一君 事務局側

説明員

人事院給与局長 慶徳 庄意君 人事院給与第三課長 中田 正一君 自治庁長官官房行政課長 長野 士郎君 大蔵省主計局主計官 嶋山威一郎君

本日の会議に付した事件 ○消防施設強化促進法案(内閣提出、衆議院送付) ○地方行政の改革に関する調査の件

第三部 地方行政委員会會議録第九号 昭和二十八年七月十五日(参議院)

(町村合併促進に関する件)

○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開会いたします。

御紹介を申し上げます。先般当委員会におきまして、委員の皆様がたから御推挙を受けまして、当委員会の専門員に任命せられました伊藤清君を御紹介を申し上げます。

○専門員(伊藤清君) 伊藤清でございます。

今回私の一身にお寄せ頂きました諸先生の御厚情に對しましては、私の終生忘れ得ないところでございまして、衷心から感謝申し上げます。実は私東京を退職いたしましたから暫らく地方行政を離れておりましたけれども、御高配によりまして今回再び長い間勤務いたして参りました地方行政の分野で御奉公できますことにつきまして深い喜びを感じております。甚だ微力短才ではございますが、誠心誠意努力をいたしたいと存じておりますので、何とぞよろしく御指導をお願い申し上げます。

○委員長(内村清次君) それでは消防施設強化促進法案を議題といたしました。質疑のあるかたは順次質疑をお願いします。

○秋山長造君 大体この前いろいろ御質問したのですが、最後にもう一点だけ、ちよつと法律的な問題について御質問したいと思ひます。と申しますのは、この強化促進法を立案された根拠といひますか、これはやはり消防

組織法の二十五条に「市町村の消防に要する費用に對する補助金に關しては、法律でこれを定める」という規定があるところに基いておるのでしようか。

○政府委員(滝野好睦君) お答え申し上げます。この国が地方の団体に補助いたしますような実例を見ますというのと、必ずしも法律を必要としないので、予算措置に基きまして適宜助成の方策を行なつて参つておる例が多いのでございまして、消防に關しましては、只今御引例の組織法の第二十五条に規定がございまして、まあこれが今お話のございましたような次第で補助金を国が出すときには、一つの法律が要るのだという解釈がまあ成立つわけでありまして、逆に申しますれば、消防に直接に必要とする経費につきまして、国が補助します場合には、法律がなければ補助ができませんのだというふうに解釈されております。又それがこの立法措置をお願いする一つの理由でもございまして、実質的な理由は、この消防が、昭和二十三年以来、国が中心となつて行なつておりましたこの消防の業務を、拳けて市町村の固有事務に委任し、市町村が単独にその経費を以てこれを運用して行かなければならぬという事態に相成りましたところ、戦争で荒廢して非常に劣弱な態勢になつておられます上に、何ら国が市町村に自治権を与えなされたときに、特別な措置をいたさなければならぬかつた過去の経過からいたしまして、市町村

は非常に消防の施設、消防勢力の充実に非常に悩んで来ておる過去のありさままでございまして、逆に申しますれば、この二十五条が、国が市町村の消防の施設強化のため補助を出してやるのだという、一つの示唆を与えておるのだという、また法律に關しては、要なだという意味と、逆に申しますれば、市町村の消防に對しまして補助をするのだという一つの暗黙的な内容が盛込まれておるといふふうにもとられておるわけがございまして、かたんに以てそういう実質的な意義と、二十五条の法律的な意義とで、この立法を急いでおつたのであり、まするけれども、今日まで予算措置が伴ひませなんだので遅れて来たような次第でございす。かような次第であります。

○秋山長造君 そういたしますと、二十五条の規定は、結局、第八条で「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならぬ」とはつきりと書いてあるために、それに対する例外的な措置として、国が補助を出すのだから、一応法律に謳つておかにやいかんという消極的な理由と同時に、更に積極的につら／＼天下の消防施設の実情を見渡したときに、とてもこれは市町村に任せておいてはもつたならない、だから積極的に、第八条の規定にかかわらず、国が補助をせよといふかんとする積極的な意味と、二つあるという意味なんですか。

○政府委員(滝野好睦君) 大体そのように御理解頂ければ結構であります。

○秋山長造君 この消防組織法の二十五条の立法当時の事情を私は詳しく知らないのですが、改めて、關係がありますから、この際開かして頂きたいと思つたのですが、二十五条の趣旨というものは、さつきおつしやつたような意義も勿論あるのだからと思つたのです。併し同時に、特にまあ一般の補助金を交付する場合、一々法律なんか謳われないで、行政官庁の予算措置に委ねておるものを、この組織法で、特に二十五条でこういうふうにはつきり言つておるといふのは、やつぱりこの第七条ですか、市町村の消防は市町村長がこれを管理するといふ、市町村長の固有事務であるといふことの建前がはつきりしておるので、これに對して国が補助金を出すような場合、単なる行政官庁の自由裁量に任せておくと、この前、高橋さんからもお話がありましたように、田舎の市町村長が一々消防本部まで頭を下げに出て来なければいかん。で、結局消防というのも又国家地方警察と同じように、事実上補助金の面を通じて中央に頭が上らなくなるというを得なくなるというふうな傾向になつてはいかぬから、そういうことのないように、特に国会で立法措置をやつておくといふような意味ではなかつたのですか。どうも私そういう点が多少心配になるのですけれども。

○政府委員(滝野好睦君) この消防組

職法に、御承知を頂いておきますよう
に昭和二十二年の十二月に成立した法
律でございます。実際は私も当時こ
の立案に参与しなかつた一人でござ
いまして、この二十五条がなせに改め
て特に消防にだけこういう規定が設け
られたのか、今日までいろいろ調査も
いたしましたけれども、確たる、これだ
からという深い根拠を今日まで私自身
が存じておらないのであります。これ
はちよつと逸れますけれども、消防組
織法がござりますときのいきさつはよく
御存じのかたは御存じだろうと思つて
ございまして、司令部の特別
な御指示、御指導があつたように承わ
つておるのであります。この二十五条
が如何なる意味において入つておるか、
立法当時の事情は詳しく存じません。
ただ只今御指示のような意味で、非常
に広範囲に亘る全国の市町村の運営し
ます消防につきまして、ただ単に七
条、八条というふうな規定のみで全き
を得ないのであるから、国が相当根
拠のある法律を作つて相当力強くこれ
を支援しなければならぬのだという意
味を、消防関係者は挙げて、そういう
ふうな理解しておるわけでございます。
ただ中央におきまして勝手に補助
金を出して中央集権の虞れを招くよう
な措置がありはしないかということ
は、まあ考えようだと思つてございま
すが、法律によつて明らかに相当の補
助金の出し方なり補助の対象その他を
きめておきますことは、これは最近の
立法の情勢から見まして、いいことだ
と存じております。運用につきまして
も、御指摘を頂いたように十分考慮し
てやりたいということ、先般もお話
申上げた通りでございます。

○秋山長造君 勿論消防施設の現在の
貧弱な状況をみます場合に、これをた
だ地方団体に委せきりてなしに、国が
相当な金を出して思い切つて早い機会
に整備しなければいかんという趣旨
は、我々も大いに支持するところであ
りますけれども、まあ、補助金制度
で、特に今回の場合のように僅か二億
五千万円程度の補助金を元手にして、
この画期的な強化を図ろうというよう
なことですから、どうしても希望者は
多くて而も配分は非常に限られるとい
う事態になることは、火を見るよりも
明らかなので、そうしなければならぬ
やはり予算の配分ということを通じて
中央官庁の、消防で言えば国家消防本
部の地方消防に対するまあ統制力とい
いますか、影響力といえますか、まあ
実質的な指揮監督的なやり権限とい
うものが、相当強くなつて来る虞れが
あるのではないかと。やもすれば、す
べての行政事務が補助金の配分を通じ
まして、中央へ中央へとなびいて行つ
ていくような傾向と、やはり歩調を合
せて、この消防関係においても、そう
いう意思ではなかつたのだけれども、併
し実際今後の行政の運用という面にな
りますと、得てしてそういう方向に流
れる虞れが多分にあるのではないかと
やはりどうせ消防の補助金というの
は、一カ町村に行く場合、そう大した額
が行くとは思えないのですが、その儘
かばかりの、何万円かの補助金をもら
うために、田舎から町村長とか町村会
議員というふうな者がしばしば東京へ
上京して、そして消防本部へ頭を下
げて行かなければならぬというよう
な、今国会を取巻いていようような陳
情政治の材料が又一つ殖えるというよ

うなことになつては、私は非常にまづ
いと思つたのです。そこでこの前も高橋
委員からでしたか、御質問が出ており
ましたが、例えばこの補助金の配分
を、この前私が質問しましたように、
ただ漫然と全国各町村消防から申請書
を出して、一定の基準に合致して審
査するということだけでなしに、まあ
大体あなたのお話でございまして、ま
あ、全国の消防の実態というものはおわ
かりになつておると思つたので、大体おわ
かりになつておれば、各府県別とか
或いは何かブロック別とか、地域的
な何かそういう計画の下に、或る程度
そこに秤を配分して、そしてそのほ
うで、例えば府県なら府県で、その府
県内の町村なんかに対する配分を代り
にきめてもらつたか、或いは又更にい
いことを言えば、義務教育半額国庫負
担法なんかでやつておられますように、
今度はもう地方が実際に消防に使つて
おる予算額なり或いは地方の消防の拡
充計画なりというものを中央で集計を
して、そしてその三分の一なら三分
の一を国庫補助で出すというふうな
制度にでもすれば、あまり補助金を通
じて中央集権にならず、中央へペコペ
コ頭を下げんでも、自分のところで三
分の二持てば、当然あとの三分の一は
東京までわざ／＼来なくても、東京か
ら三分の一だけは補助金で廻つて来る
のだということになれば、これはまあ
一番いいのですがね。そういうところ
まで一つ研究もし、進んで頂きたいと
思つたのでございます。どういふお考
えですか。

○政府委員(滝野好曉君) 只今秋山委
員のお言葉でございますが、御尤もで
ございまして、この前の委員会とき
も私御返答申上げたように、僅かばか
りの補助金のために、無駄な経費を使
つて上京或いは陳情というふうなこと
が起らないように措置したい、そのた
めに都道府県の消防主務課におきま
して、賄えるように秤を考へてみたら
いふことを随分研究したのでございま
すけれども、何しろ全国一／＼の農
山村に至るまでの消防の実務、それか
ら更にその財政状態、地域ごとのいろ
いろの配分に考慮しなければならぬ要
素が相当多岐に亘つておられますので、
初年度からいきなりきめるといふこと
も、都道府県の範囲内においては結構
ではありますけれども、全国的に見ま
して相当無理が起るのではないかと
いう危惧がありますので、初年度から秤
をきめて、その範囲内での案を持つて
来て頂くようなことは、本年は無理じ
やないか。併しながらいすれ連絡打合
会等もいたしまして、ただ徒らに市町
村から申請書がたくさん集積されて、
工合が悪いというふうなこともないよ
うに、一つの町村の選定基準を、大体
抽象的でありまして、お示し
て、それで二億五千万円程度の予算で
ありますので、余りそれから超えて、
いわゆる起債の話ではございませぬけ
れども、十数倍ものような申請書が参
ることもないように調査して頂くとい
う方法をとつて行きたい。そういう
しますと、大体の情勢、希望なり実勢
がわかるので、明年度あたりからは、
先ほどのお話もありましたような方法
が漸次とつて行けるのじやないか、か
ように考へておりますので御了承頂
きます。

○秋山長造君 では只今の御答弁で、
先ほど私の御質問申上げたところ或
いは御希望申上げたところは、大体消防
本部のほうでも、今年を取りあえずの
措置としてはできないけれども、明年
あたりから漸次そういう措置を採用し
て行きたい。こういうおつもりなわけ
ですか。

○政府委員(滝野好曉君) 大体さよう
に考へております。

○松澤兼人君 この前の委員会でお聞
きしておりますところと重複するところ
があるかも知れませんが、簡
単に質問させて頂きます。

大要結構な法律でありますけれども、
先ほど秋山委員からお話がありま
したように、やはり中央集権的な傾向
に行きはしないかということ、非常に
心配しているわけでありまして、その
点、第一に内閣総理大臣というふうな
形をとつていられるのはどういふわけ
ですか。

○政府委員(滝野好曉君) 御承知のよ
うに消防に關する行政事務を所管
いたしております国家機関といたし
ましては、国家公安委員会に所屬して
いるところの国家消防本部というの
がございまして、国家公安委員会の主務大
臣は内閣総理大臣でありますので、結
局この消防行政事務の責任大臣は内閣
総理大臣ということに相成つておりま
す。総理大臣の所管として法文に明ら
かにした次第であります。

○松澤兼人君 国家公安委員会とい
うようなところに持つて行くわけにい
かなかつたのですか。

○政府委員(滝野好曉君) 国家公安委
員会は、御承知を頂いておりますよ
うに、合議制の機関でございます。
実際の行政事務は国家消防本部が
してありますので、その他の取扱いは

国家消防本部でいたすのでございませう。實際上、これは内閣総理大臣とございませうけれども、事務上の措置は国家消防本部が総理府の所管機関として実施いたすのでございませう。

○松澤兼人君 従来も消防器具に対する検定というものは行われているわけでありまして、今度は基準というものを拵えて、その基準に適合したものを購入するなり或いは設備をする場合に補助を与える。そうすると検定ということについては、とかくまあいろ／＼風評もあるわけですが、今度は更に消防本部と、それから消防器具の製造業者との間に、利権関係というものが非常に生れて来やしないかということをお心配するのでございませうが、これらについて明確に、単に基準的にその規格に適合する器具を購入させるといふことが、果してできるかどうかという問題なんですけれども、如何でしようか。

○政府委員(滝野好勝君) この消防施設強化促進法によりまして、市町村が購入又は設置いたしまする消防機械器具或いは施設につきましては、第四條にございませうに、一つの規格をきめまして、標準額と規格をきめまして、それに合致するものに対して一応補助する。それで規格に合致しているかどうか、どうして判定するのか、こういうことになりまして、これはやはり国が市町村に補助いたします以上は、やはり一つの水準以上のものを求めて頂きたいという事は、私たちの念願でございまして、まあ消防機械器具のメーカーと言いましても、非常に劣悪なるものが、非常に規格の低い水準のものが購入されているような実情

でございませうので、それは避けたい。そういったしますと、現在の機関即ち私のところの所屬いたしております消防研究所の検定いたしておりますものは勿論でございませうが、一つの規格を明らかにいたしまして、その規格に合致したものを購入せしめるための措置といたしましては、都道府県の消防主務課等におきまして、一つの性能試験をやることになっておりますので、そういう方法によつてまあ規格を維持したいという考えでございませう。又それによつて万一維持できなかった場合におきまして、実地検査或いは報告等によりまして、この規格を守れる方法ができるじやないか、極力この規格を維持して行きたい、さように考えております。

○松澤兼人君 その点はよくわかるのでございませう、メーカーとそれからこれを推薦したり、或いは補助を申請して来た場合に、消防本部としてほかの品物を申請して来た場合にも、同じ規格の中に入つておるものでも、これを要するとかいふようなことで、利権関係が生れて来やしないかということをお心配するわけなんです。例えば従来とも不燃建築物なんかかというようなことで、法律を作ろうとしたりする動きもあつたわけなんです、そういうもの裏面を聞いてみると、やはり何かそこに利権的なものがあるやうな感じがするやうな感じがございませう。この利権的なものがあるやうな感じがございませう、国会の中でそういうもののお話をすると、どういふやうなことも、従来もあつたことでも、或いは又消火団などについては、相当各都市で問題を起しているという事例もあるわけなんです。そういう心配なしに、本間に規格に合つたものを推薦し、且

つそれを購入する場合に、補助をするというところであればいいわけなんです。どうもそういう心配があるやうな気がしてしようがない。そこをお尋ねしてはいるのです。

○政府委員(滝野好勝君) その点ちよつとお答えするのははなれまして申訳ありませんが、御指摘のやうに、現在私のほうで検定をいたしておりますけれども、この助成促進法が施行されて、補助する段階に至らない前でも、現状におきまして、国が特定の業者につきまして、特定のの方法でこれを推薦する、推奨するやうな方法は避けるべきだと考えております。勿論国が検定しまして、一つの規格を定めたいものもございませうので、それに合格するや否やということを示したならば、合格品は先ず国の機関がこれを認めて、その性能はよろしいという事は当然であります。そのほかの方法によつて特定のメーカー、特定の品物を特にとりこむやうなことは絶対いけないうことで避けておられますが、御指摘のやうに国が補助金を出して市町村に消防の機械器具を買わせるといふやうなことになると、なお更なことやうな御懸念頂くと、特定の品、特定のメーカーというふうなものにつきまして、これを推薦、推薦その他の方法によつてどういふやうなことを絶対しないというふうにいいたしたいと思つております。

○松澤兼人君 この点は将来のことなんでしょう、そういうことが起らないやうに一つ絶対に注意して頂きたいと思ひます。

それからこの際法案と直接関係がないことなるのでございませう、一つお伺いしておきたい。過般行われました選挙のときでございませう、消防団員が或る特定の候補に対して非常に熱心に運動をした。勿論それは消防団員個人として行ふ場合にはいいわけですが、或いは服を着たりして、まあ非常にデモをやつて歩く。一方では或る候補者は自分も消防団のために、いわゆる消防のたぐひを宣伝して廻る。そこで期せずして消防と言へばその候補者の名前を思い出すやうな関係になつておるところへ、非常に時期外れの時期に消防のデモをやつて、ガソリン・ポンプを五台も、或る小さな町で職員して、デモンストレーションをやる。そのこと自体は選挙運動ではないので、すけれども、はたから見れば、明らかに特定の候補者に対する一つの応援的なデモである、誰しも考えられるやうなことをやつておるわけなんです。消防団員がこういふやうなことをやつておるやうなことは果して相当であるかどうか。そういう問題に対して消防本部として、何か選挙運動にまぎらわしいやうなことをやつてはならないというやうな指示を出したことがございませうか、或いはそういうことをお聞きになつたかどうか。

○政府委員(滝野好勝君) お答え申し上げます。ちよつと別の話になるかと思ひますけれども、公職選挙法におきまして、従来消防団員がその職にあるままで立候補できないやうになつておつたのでありますけれども、一昨年でございませうか、国会の公職選挙法の改正によりましてこれが解除されました、消防団員は特別職の公務員ではありませうけれども、その職にあるまま立候補できるやうなことに改正して頂きました、非常に消防人としては安心して運動するに励みができるという事で感激したのでございませうが、今御指摘のやうな消防団或いは消防の名において、政治活動、政治運動或いは選挙運動をするという事は、従来消防の伝統的なあり方からいたしまして、これは非常に不可である。御承知を頂いておると思ひますけれども、消防の麗しい伝統はその不偏不党、政治的に超党派であるというところに、そして公共に奉仕するという精神を遺憾なく發揮するやうなところに、消防の指導精神があるものであります。選挙等におきまして特定の政党或いは特定の立候補者を支持し、又はこれを排撃するやうな選挙運動を、消防団、消防団と限りませんが、消防機関或いは消防人の名においてやるという事は、厳に禁じておるわけでありませう。従来ともその虞れが地方によつてはありませうので、たび／＼の機会におきまして、私たちそれを絶叫して参つておるのでございませうが、主としてこれは消防団或いはその他消防機関の責任にある人が、その点は十分自覚して頂かなければならないという事に鑑みまして、首脳部の会合等におきましては、常にこの問題を、特に選挙前等におきましては、お示ししておるわけでありませう。その点は今後十分我々考へて行かなければならぬと、かように存じます。

○松澤兼人君 首脳部の入たちにそう

三

ということがないように注意したとおつしやるのですが、実は首脳部の人たちが先頭に立つてそういうことをやつておるのです。それで全く時期外れのときに出勤みたいなことをやつて、先ほど言ったように、これはそのこと自体は選挙運動ではないと思う。併しそれとわかるようなまぎらわしい行為をやつておるということは、これははつきりわかるのです。そういうことをやり始めると、全く消防というものが或る特定の勢力に利用されてしまつて、それを市民が、或いは住民が心から支持するという気持にならない。そういうことは将来若し再び選挙が行われるような場合には、十分注意をして頂かなければいかんと思うのであります。そういうことは消防本部ではつきりわかるはずで、どこから消防関係の人が出ている、これは間違いを起すといけないという事はわかるはずだと思つて、嚴重に将来戒めて頂きたいと思つてます。

○委員長(内村清次君) 他に質疑はございませんか。別に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見がございましたならば、討論中にお述べを願います。

○秋山長造君 私、簡単に私の意見を申し上げます。もとより消防施設の整備強化と地方住民の負担軽減を図るために、本促進法ができることは誠に結構であります。ただ問題は折角こういふ法律を作つても、その財政的な裏付けがなされなければ何もしないといふことでありまして、御承知の通り本年の補助金は僅かに二億五千万円、更に又防火用水槽の一億円、又起債にいたしましても僅かに四、五億円というやうなことで、とても本当に消防施設の整備強化を促進するといふことには甚だ遠いと思つておられます。更にその上に又国における消防関係の予算の立て方につきましても、一部は消防庁の予算に入つておつたり、或いは消防本部の予算に入つておつたり、又一部は建設省の予算に入つておつたりといふやうなことで、僅かな補助金が更にあつちこつちの役所の予算にちりちりばら／＼になつておるといふやうなことは、とても強力な裏付けといふことはできるものじやないのであります。これらの点は速かに当局において、政府において根本的に改善をされるなければならぬと思つてます。

又第二に、本法律によるところの補助金の配分等を通じまして、先ほども申し上げましたように、消防組織法の基本精神というものがいやくも曲げられるやうなことがあつてはならないといふことでありまして、ややもすれば、この補助金の配分等を通じて、中央官庁の地方公共団体に対する圧力と申しますか、統制力というやうなものが強化されて行く傾向が最近特に顕著でございます。この法律に基き補助金の配分事務を極力適正且つ民主的に行われまして、いやくも組織法の精神に背いて、中央集権に流れるといふやうなことのないように、誠に願つて頂きたいと思つてます。そうして先ほど消防本部長が御言明になりましたように、今後この補助金の配分方法につきましましては、極力これをまあ一定基準を設けて、自動的に市町村消防へ補助金を出すといふやうな制度に切替えて頂きます。中央の地方に対する補助金を通じての統制力を逆に強化するといふやうな傾向を助長しないように御留意を願います。

それから第三に、この前もいろいろ申し上げましたように、これだけの法律を作つて、国が今後毎年相当な補助金を出して、消防施設を強化して行くからには、それだけ当然最も利益を受ける側の一つは、今日非常に儲けておるところの火災保険会社であろうかと思つておられます。火災保険会社のほうからも、この消防施設の強化のために極力融資の途を開いたり、或いはその他いろいろ／＼な面につきましまして協力をなさるやうに、政府において強力な手を打つて頂きたい。

○委員長(内村清次君) 全会一致でございます。よつて消防施設強化促進法案は、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を求めなければならぬことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認を願うことに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(内村清次君) 御異議ないものと認めます。
それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本法案を可とせられたかたには、順次御署名を願います。

多意見者署名
石村 幸作 西郷吉之助
秋山 長造 加瀬 完
高橋進太郎 館 哲二
松澤 兼人 若木 勝蔵
○委員長(内村清次君) ちよつと速記をとめて。
午後三時五分速記中止
午後三時二十二分速記開始
○委員長(内村清次君) 速記をつけ、それでは次の地方行政の改革に関する調査のうち、町村合併促進に関する件を議題に供します。町村合併法案についての質疑を続行いたします。
○若木勝蔵君 私昨日質問した事項に關連して、丁度今日人事院からも見え

おるわけでありませう。でありますか
ら、結果的に言うると合併になつたがた
めに、一面有利に見えるようになつて
来るという場合もありますが、又反対
には、合併になつたにかかわらず、依
然として従来通りではないか、甚だ怪
しからんというふうな非難を受ける場
合もあります。それにはやはりそれ
だけの事情、条件が欠けておつたとい
うような場合で、そういうふうな次第
だろうと思つてあります。

○若木勝藏君 今の課長さんの御答弁
をすつと私聞いておりますと、そう
すると、運営の面から考えて見て、町
村が合併して来た場合においては、地
域給の指定の上から有利と言へばおか
しいですけれども、指定しなければな
らないような条件が、今までの個々の
町村であるよりも殖えて来る、こうい
うふうには私聞いてないのであります。

これは公務員が殖えるとか、或いは交
通事情の問題で殖えて来るとか、人口
が増して来るとか、そういうふうな
諸条件によつて、在来の小さな地域
であつた場合よりも、どうしても大き
なものになつて来た場合は、そういう
ふうな条件が出て来るのではないかと、
そういうところからまあ地域給の点
も、在来よりも先ず付けなければなら
ないような条件になつて来る、こうい
うふうには私聞いてないのであります。

○説明員(中田正一君) もう一度申上
げますと、丁度合併になるような場合
には、生活圏、経済圏も非常に同じ条
件であるというふうな場合が多い。従
つて勤務地手当を支給する場合におい
ても、そういう面が十分考慮されてお
る場合がある。又先ほどは申し落した

のであります。例えば人事行政をや
る場合に、同一市町村であれば、非常
に人事移動という面も、町村が別個の
場合に比べれば、頻繁になつて来るわ
けであります。そういう面も考慮しな
ければならぬやないかということ
あります。

○若木勝藏君 それでもう少し私はこ
れを具体的に分析して聞いてみます
が、そうしますと、町村合併上の条件
として、非常に大事な条件であります
が、付いておらないところと付いてお
るところとが合併した場合には、地域
給の運営の上からみて大体どちらのほ
うになるか、それが一つ。

それから片方は一級地で片方は二級
地だといふふうな差のある場合には、
これはどういふふうになるか、これは
さつきと同じようになるのではないか
と思つてあります。

それから全然付いておらないものは
合併した場合には付くようになるのか
どうか、こういうふうな点、この三つ
の点を具体的に伺いたい。

○説明員(中田正一君) 全然付いてい
ないもの同士が合併になつた場合、こ
れはほかの経済事情とか或いはその他
の条件が変らない限りは、合併になつ
たからといつて、当然村の形態、町の
形態が大きくなつた、人口が大きくな
つたということからして、直ちに一級
地に指定するといふことを考慮するわ
けには参らないだろつと思つておるす。

第三に、無級地と一級地が合併した
場合にどうなるかといふことでありま
すが、これはさしむきはそのままにし
ておく場合が多いのであります。例
えば旧何々村は無級地、それから何々
村は一級地といふふうにしておる場合

もありません。今度は先ほど申した運
営の面から合併になつたとききつ、又
合併になつた後の交通関係、経済関係
というものを考慮する、従来無級地
であつたものも一級地になる場合もあ
るわけでありませう。併しまあそれが
実現するかどうか、これはどうしても
合併になつた時期と次の国会開会との
関係で、それを相当生じて来るわけ
であります。

○若木勝藏君 そうしますと、人事院
の立場といたしましては、合併した後
におきまして、これに対して、この指
定について申請なりそういうふうなも
のがあれば、これについて十分検討し
て、この条件に当てはまつたほうに処
置をする、こういうふうなことになり
ますか。

○説明員(中田正一君) 合併になつた
ときは、人事院のほうも関係の向から
その通知を受けますから、成るほどこ
こは合併になつた、そうしますと、我
々のほうとしましては、これは次の機
会に考慮する必要があるかどうかとい
うので十分検討いたしまして、合併に
なつたけれども、相当繁華と繁華の間
隔が離れておるから、差向きはこのま
まで行こうという場合もありませんし、
成るほどこれは尤もであるといふの
で、高い地域のほうに付ける場合もあ
るわけでありませう。

○若木勝藏君 大体それで人事院の立
場はわかりましたが、在来の慣例につ
いて、實際あつた具体例について、若
しありましたら。

○説明員(中田正一君) 従来の慣例私
もつまびらかにしてないのでありま
すが、たとえて申しますと、富山県の新
津あたりの例を申上げますと、新津は

市で、級は私具体的に忘れましてけれ
ども、二級地なら二級地、その廻りの
村が現在も通り一級地とか或いは無
級地という例はあつたわけでありませ
う。そういう例についても今検討し
て、これはどう持つて行くべきかとい
うので、案を續つて行つておるわけ
です。その結果、上つておる地域も随分とあり
ますし、或いは据置かれておるままの
所もあるわけでありませう。今ここに資
料を持合せんものでありますから。

○館哲二君 今富山県の例を言われま
したが、富山県の氷見という町が二カ
町村合併して、そうして市になつたの
です。これがやはり氷見と同等な級に
上げてもらつた実例が一つあります。
上げてもらつたが、今のお話は確か検
討中というのには魚津だと思つては知
りません。氷見のごときは私は或る意味
から言つて有利に上つた実例かと思
います。

○若木勝藏君 私はそれでよします。
○松澤養人君 今結論的に言へば、一
級地と無級地が合併した場合に有利に
なるほうが多いのですか。まさか一級
地を減すといふことはないでしよう。
一体になるのですから、人事交流はた
ちまちやらなければならぬ、だから
有利になるといふことが言えるんじや
ないのですか。

○説明員(中田正一君) 先ほどの例を
又申上げますと、無級地、一級地の合
併になつた場合は、人事交流はやり
くからう、お互い段落があつた場合は
おしなべて皆無級地にしたほうがよ
いと思つておる。少くとも不利になるこ
とはない。それから検討した結果、や
はり無級地と一級地という段落がしば
らく続く場合もありません、又なお検
討の結果、両方一緒に一級地にすると
いう場合もあるわけでありませう。そ
ういふ相対的な意味から言へば、不利に
はなりつこないし、有利になる場合が
若干出て来るのではないかと、いふ
に考えております。

○若木勝藏君 それではわかりました
が、合併して申請した場合に、地域給
の勧告をする時期に到達しておらな
い、特別な取扱いをするものかどう
か、この点について新たに起つた問題
があるのです。

○説明員(中田正一君) 現在の建前で
行きますと、国会と国会の間において
町村が合併されたような場合には、当
然には指定されないうわけ、次の国会
を待つて、又国会を開かれても勧告が
全然行われないう場合には、素通りされ
るわけでありませう。例えて例を申上げ
ますと、今年の四月一日から合併にな
つたという場合に、ではその四月に無
級地と一級地の問題が論議されるかと
申しますと、そうではなしに、次の勧
告の時期といふことになるので、その
意味ではどうしても時期にずれがある
わけでありませう。

○石村幸作君 中田課長にも少し突
つ込んでお伺いしたいのですが、今各
委員が質問されたのに対してお答を聞
いたのですが、要は、この町村合併促
進に成るべく有利にこれが促進するよ
うにしたいわけ、各委員が心配して
聞いておられると思つておる。そこで
は、各委員の所管事項に対しては、い
ろんな特例がこれは織込んである。よ
つてこの地域給の問題も一つ特例を作

つておる。少くとも不利になるこ
とはない。それから検討した結果、や
はり無級地と一級地という段落がしば
らく続く場合もありません、又なお検
討の結果、両方一緒に一級地にすると
いう場合もあるわけでありませう。そ
ういふ相対的な意味から言へば、不利に
はなりつこないし、有利になる場合が
若干出て来るのではないかと、いふ
に考えております。

○若木勝藏君 それではわかりました
が、合併して申請した場合に、地域給
の勧告をする時期に到達しておらな
い、特別な取扱いをするものかどう
か、この点について新たに起つた問題
があるのです。

○説明員(中田正一君) 現在の建前で
行きますと、国会と国会の間において
町村が合併されたような場合には、当
然には指定されないうわけ、次の国会
を待つて、又国会を開かれても勧告が
全然行われないう場合には、素通りされ
るわけでありませう。例えて例を申上げ
ますと、今年の四月一日から合併にな
つたという場合に、ではその四月に無
級地と一級地の問題が論議されるかと
申しますと、そうではなしに、次の勧
告の時期といふことになるので、その
意味ではどうしても時期にずれがある
わけでありませう。

○石村幸作君 中田課長にも少し突
つ込んでお伺いしたいのですが、今各
委員が質問されたのに対してお答を聞
いたのですが、要は、この町村合併促
進に成るべく有利にこれが促進するよ
うにしたいわけ、各委員が心配して
聞いておられると思つておる。そこで
は、各委員の所管事項に対しては、い
ろんな特例がこれは織込んである。よ
つてこの地域給の問題も一つ特例を作

たらどうかということ立案者が考えた場合、又そういうふうには修正した場合、人事院当局のほうはどういうふうにか、よくその点考慮してお願いしたいと思ひます。

○説明員(中田正一君) この問題については、私直ちにここで申し上げられない問題でありますから、帰りましてからよく上司に報告して……

それからも一つ申上げますと、現在同じ合併にならない場合であつても、分割して勤務地手当を支給することも理論として考えられるわけであり、現に官署指定というのがあるにござります。同じ村にあつても、官署の所在してある地域によつて、一級になつておる官署と依然として無級になつておる官署もあるというふうなわけであり、まず、先ほどのお話はむずかしい面があるかと思ひます。今までの考え方で行けばむずかしいかと思ひます。ただ政策的に町村合併を促進するためにどうということになりますと、これは新たな観点に立つて考えなくちゃならぬ問題だろふと思ひます。従来純理論的と申しますか、人事行政上の観点だけから言へば、慎重に考えて行かなくちゃならぬ問題だろふと思ひます。

○石村幸作君 今まで中田課長の答えられたのを総合して、この合併の結果、その関係町村が非常に不公平、不均等な結果になる、併しそれを合併と同時に、すこぶる簡単に早くそれが是正されるならばいいのだが、若しそれが非常に遅れるとか、先ほどの話によると、非常に遅れるかも知れませんが、時期的に、合併の時期によつて、特にそういうふうには不利であると思ひます、我々としてはここに特例を作る

ということも一応考えなければならぬ、そういう必要を生じるのじやないか、そこで今、以上伺つたわけですから、よくその点考慮してお願いしたいと思ひます。

○加瀬完君 一番初めに若木さんから町村合併によつて、地域給の差が生じた場合の処置が聞かれたんであります、それに対して課長は、生活圏、経済圏が当然合併するような町村は同一であるんだから、十分考慮をしたと、又特に町村合併の關係というのも考慮したいとお答えがあつたわけであり、それが、それ以後のほかの委員のからり、何にもそれらが考慮されないうお答えしか出ておられないというに私は聞いておるわけですが、例えば、一町村におけるところの地域差というものを認めておるし、それから勧告その他の時期というの一般と同じである、或いは地域給の条件についても一般と同じであるということになりますと、どこでお考えになつておるか、考えておる条件というのが出て来ないのですけれども、その点をもう一度はつきりさして頂きたいと思ひます。

○説明員(中田正一君) 初めの御質問に對しお答え申上げた点と、あとのお答えに對して別に食違ひがあるわけでありませんが、事例としては同一に取扱われないで、官署ごとにやつておる場合もあるということであり、現在の実施している以上に、町村合併と同時に級地を上の方に上らせるというふうな問題については、只今申

上げたような事情ですから、慎重に検討しなければいけない問題ではないかというのを申上げたわけでありまして、今までの過去の実績から言へば、十分合併町村の事情は検討しておるわけですが、たとえて申しますと、我々のほうで点検する場合にも、町村合併になれば、その事実が極めて明瞭になるわけでありまして、どこかの県ではどこどこが合併したのであれば、当然それを検討してみると、検討してみても、条件に合えば考えやむを得ません、少くとも点検して行く上に取上げて行く可能性のあるわけであり、町村合併でないところはいろいろのほの事情から個別に検討するのでありますが、町村合併の場合には、合併になったという事実によつて検討する時期が、時期と申しても何ですが、順序が、早く検討いたしますし、合併になった事情も十分考慮して行くわけであり、早から……

○加瀬完君 そうすると、法的には特別な際立つた差異をつけるわけに行かないけれども、可能なる範囲において好意的な処置をするというふうな解釈してよろしいですね。

○説明員(中田正一君) もう少し進んでお答え申上げますと、現在の勤務地手当制度においても、例えば村と町という関係については、もう少し密接して考えなくてはならぬのではないかと、今個人的には持たれつ、あるのですが、現在の合併しない場合においても、町と村といつても、その町というものはその町周辺の相当の村を対象にして成立つ町であるし、村も近辺に町があるからこそ、自分の村に

専門のいる(商店とか何とか置かずしてやつて行かれる。まあ持ちつ持たれつ町と村がやつておるといふ状態であり、十分考慮して行かなくちゃならぬ、十分考慮して行かなくちゃならぬ、合併になつたような場合には、同じような考え方が更に突き進められるのではないかと、今思ふわけであり、

○加瀬完君 了解。

○石村幸作君 私が先ほど伺つた点について、課長は今すぐ答えられない。実はこの問題は急ぎますので、今日中にこの委員会の仮決定をしてという段取りに今なつておるのです。一つで得れば成るべく早く……

○松澤兼人君 これは重大な問題だと思ふのだが、併し折角これまでやつて促進しようとしておるのですから、そこであなたの方から頂くお答えは有利に取扱つか、或いは十分優先的に検討したいというくらいな色のいい返事を欲しいのです。まあその程度なら、あなたのほうは差支えないと思ふのだが、まあそういう線でお答えを頂ければ非常に結構だと思ひます。まあ一つ人事官の……

勤務地手当を支給するというのをやりました、これをやりますには、所詮予算上の裏打ちがなければ、如何に法律に書きましても実行でき得ない問題でございます、まあ当然でございますが、而もこの予算は御承知と思ひますが、各省各庁ごとに而も一級地に何人、二級地に何人、或いは三級地に何人という具体的なデータによりまして、各庁ごとに細分された内容によつて予算が組まれておるのが現在の体系でございます。従いまして従来のような体系のままを前提としたら、若干の差額支弁ということの余地はあるかと思ひますが、相当広汎な町村合併という問題になりますと、形式は如何であろうとも予算の裏打ちと相付つて執行いたしませんことには、なか／＼困難な点があるのではなからうか、かように考えます。併し私どものほうにいたしましては、勤務地手当につきましてはその所管官庁でございます、更に又十分検討の時間をお与え願ひたいと存じます。

○若木勝藏君 どうも今の慶徳さんの答弁は私はおかしいと思ふ、予算を出したということは……、我々の聞いておるのは促進のためにそういう特例を設けるのはいいかどうかということについて理論的な立場を聞きたいので

○説明員(慶徳庄憲君) 勤務地手当の問題は誠にむずかしい問題であるといふことは、恐らく各先生がたもどる昔に御存じのことであらうかと思ひます。大体法律の建前から言ひまするならば、著しく生計費の高い地域に對して勤務地手当を支給するというの

が法律の原則でございます。ところが
数次に互る勧告或いは国会修正等によ
りまして、どうもこの法律に掲げられ
ております原則が相当程度、まあ歪
曲されておると言えは甚だ言葉が過ぎ
るのであります。まあ歪曲されてお
るがごとき実態を示しておるとい
うのが現状でございます。私も所管す
る立場といたしまして、誠に実は困窮
いたしておる問題でございます。従来
のやり方から申上げますならば、行
政地域を基本といたしまして、只今申
上げた着しく生計費の高い地域である
かどうかというような線の行き方を突
はやつておるのでございます。現在の
法体系を前提といたしますならば、例
えば数カ町村というような場合に、
ろが合併いたしましたような場合に、
経済情勢なり或いは消費体系なりい
ろんな点において違ふ点も出て来るの
じやなからうかと思ひます。少
くとも現在の体系なりやり方のみを前
提といたしました場合に、而もどの程
度まで合併されるかという見通しも明
確でない場合におきましては、私ども
の立場としてよろしうございませ、結
核でございますとは、どうもいささか
申上げかねるのでございまして、暫ら
く御検討の時間を許しを願ひたいと
思ひます。

○若木勝蔵君 併し慶徳さん、こうい
うことは言えるのでしよう。合併した
結果、当然この地域の指定が有利にな
るといふか、有利な条件が出て来る結
果にはなる、こういうことは言えるで
もよう。

○説明員(慶徳庄意君) 合併されます
町村の具体的内容によつてどう判断す
るかという問題があるかと思ひま

す。二級地と或いは一級地と合併にな
りましたような場合におきまして、現
在の作業の実態から申上げますとい
うと、やはり法律で言ひますところ
の生計費の高いという観点のほかに、
それ／＼の地方によりましては、いわゆる
町なり村なりの格というものが恐らくあ
るうかと思ひます。又地方民のいろい
ろの意見の反映というようなものもあ
るうかと思ひます。従ひまして、一級
地とゼロ地が一級地に合併された場合
に、ゼロ地が一級地に合併された場合
に、観念することも又早計ではなからう
か、場合によりましては、ゼロ地に一
級地が合併されるという場合も、見よ
うによつてはあり得るのじやなからう
かというようは前提に立ちますなら
ば、すべて有利になる場合のみである
ということも、私この中味はわからん
のであります。一応言ひ得るので
はなからうかというふうなふうに考
えられます。

○若木勝蔵君 私さつきから聞いてお
るのは、とにかく今までの地域給のつ
いておる状態から見て、ただ町村が大
きくなつて、そうして公務員の数も多
くなつて、それから都市的な色彩も帯
びて来る、そういうところが級地が高
くなつて来ておるのです。一般的に言
つたならば、合併した場合には高いほ
うに進んで行くのではないかと、こうい
うのを聞いておる。その一般的にはどう
ですか。

○説明員(慶徳庄意君) 大変理窟深い
ことばかり申上げて恐縮ですが、実は率
直に申上げますと、現在衆議院の人事
委員会におきまして、この勤務地手当
のみを問題にいたしまして小委員会を
作りまして、前後三回に亙りまして、突

は懇談を重ねておる現況でございます。
何分にも勤務地手当の現状が御承知の
ような状態になつておりますので、果
して現在ままで、将来この体系を持
続することが国家的に見て妥当するか
どうか、或いは抜本的なことをやりま
する場合に果してどのような措置、方
法があるであろうか、又それに対応す
る財政的需要がどの程度になり得るも
のであるかというふうな、いろ／＼の
角度から実は小委員会において懇談を
やつておる現況でございます。私ども
自身といたしましても、果して現在の
ごとき体系のまま将来終始すること
問題があるであろうというふうな考
えをおるわけでありませ。従ひまして、
大変今までの事務的なことばかり申上
げて恐縮でございますが、この勤務地手
当の将来あるべき姿という問題、而
も今申上げましたような小委員会にお
きまして現在論議が闘わされておると
いう過程でもございませので、勢いお
答申上げることが非常に遠慮がちと
申します。固苦しいこととお答申上
げますが、固苦しいことかと思ひ、も
でございませので、そういう問題とも
合せかた／＼研究させて頂きたいと思
ひますので、かすに時間をお与え頂
きたいと申上げて実はおつたわけであ
ります。

○松澤兼人君 慶徳さんは非常に慎重
にやつておる。又慶徳さん自身がこ
で言われておつては、これが人事院の
意見というわけには行かんと、さ
つきあなたが出来ない前に、中田君に
一応申つて、この促進法の中味は、大蔵
省、農林省いろ／＼なものを出しても

らつて、それで合併する話ができ
る。そこで地域給の問題で何とかあ
ないたいという返事をしても
らいたいのことで、一応中田君だ
けではお答申に困るだらうから、こ
ちのほうも非常に急いでおるもので、
まあ一つあしたぐらいいまで相談を
して、色のいい返事をしてもらいた
いところにあなたが現われて、今衆
議院の人事委員会が地域給の根本的
なことに検討中だから、かすに時
を以てしてくれ、こういうことだが、
なか／＼そこまで待つていられない。
そこで慶徳さんのお答申ではあるけ
れども、一応は帰つて頂いて、何とか少
しでも考慮するといふぐらいい返事を
頂きたい、こういうわけなんです。
それでさつきあなたが一級地に一級地
が合併したら不利になるなというよ
うなことを、まあこれは極端な例で、
そういうことは僕にはあり得ないと思
うのだが、理窟から言へばそうかも知
れないけれども、そんなことはあり得
ない。それから又市が分村して村にな
つたつて、村になつたからといつて地
域給を減らすわけじやないのですし、
もともと通りついておるわけだが、だ
からいゆる零級地になるなということ
は、これは極端な話で、そういうこと
はあり得るはずがないのです。だか
らそういうむづかしいことを言わ
ず、町村合併をやれば、その報告をも
らつたら、人事院としてもこれは一つ
そういう事情もよく考慮して優先的
に措置するといふような御返事を頂
きたい、こういうわけなんです。

○説明員(慶徳庄意君) 私途中から入
りまして、どうも一般の空気がわから
ずに、余り出しやばつたことを申上げ
ましたような結果になつたことをお許
し願ひたいと思ひます。よく御返言わ
りました。而も町村合併の問題は、直
接我々地域給の問題を扱つておる者
の立場といたしまして、地域給の問題が
極めて大きな齟齬になるということも十
分承知しておるつもりであります。御
趣旨を体して帰りまして十分検討いた
して、明日にも御返事を申上げた
いと存じます。

○石村幸作君 今次長さんのよく慎重
に検討して成るべく色よい返事とい
うお答申であり、結構であります。た
だ一言先ほどのお言葉の中に、法律を
折角作られても、予算措置が伴わな
ければ何にもならない、御尤もです。そ
こでこの促進法の内容の、今配付いた
しましたが、あとで御覧になればわか
るように、特例をたくさん作つてあり
ます。無論予算措置が伴わなければ
ならん、又財政措置が伴わなければ
ならんというやうな問題が、たくさんあ
る。あなたのお説でいうと、これは全
部死文になるが、そういう意味ではな
く、法律ができれば、その法律の精神
を政府は尊重して、それに必要な財
政措置なり予算措置を講じなければなら
ない。我々はこういう信念を持つてや
つておりますから、そのところを一つ
よくお含みになつて、今中田課長が自
分だけで返事ができないと言われた
ことは、皆さんが心配になつた余り、
これに地域給に関する特例を入れたら
どうかといふやうなことの考えに對し
てお答申願ひたい、こういう要望であ
つたわけでありませ、その意味で又よ
ろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 人事院関係は

ういふ必要がある場合には、本法を準用するという問題で、この人口の程度に非常に苦慮したので、結局五万以上十万未満とこの結論が出たわけです。そこで衆議院の意見としては、この十万未満ということについては、まあいろいろ異なる意見があつて、そこで丁度鈴木次長がおられたので、鈴木次長の意見をというように、お困りだつたと思いますが、あつたお困りだつたので、いづれ衆議院の委員会のときでも来て意見を聞こう、こういうわけでも今日になつたのですけれども、この人口五万未満の市に町村を編入する、但し五万以上でも必要と認められた場合には、そういう問題なんです。それを五万以上とごまかしてしまつたらいか、ここでは十万と結論が出ています、この点について自治庁としての御意見を聞きたい、つまり都市を町村と合併して拡大する、そういうふうな都市を大きくすることがいい悪いというふうな意見も大分出ていました、そういうふうなものをいろいろ取入れ、一つ意見を聞きたいと思つて、

○政府委員(鈴木俊一君) 只今のお尋ねの点についてお答え申し上げますが、町村合併を促進しなければいけない、言い換へれば町村の規模を適正化しなければいけない、こういう議論がだんだんと起つて参りました一番のもとは何であるかと申せば、これは御承知のごとくいゆる神戸委員会といわれ、おりました地方行政調査委員会の報告からでございます。でこの神戸委員会の報告において町村の規模を合理化せよといふことをいわれましたのは、やはりあの神戸委員会の生れました、ま一つ前を遡りますと、いゆるシャ

ウ博士の報告に基いてございまして、シャウ博士の日本の地方自治に対する考え方、報告というものはやはりこの市町村の基礎を確立して、自治の基本を市町村に置くということをお願いしておられたわけでございます。で、なかなか、この市と町村を日本の地方自治の基礎にするということになり、ましては、町村の規模をできるだけ適正にして、弱小町村を行政能力の上からも財政の能力の上からも一定の水準にまで引上げて行くということにあらうと思つております。殊に戦後非常に市町村に要求される行政が殖えて参つた以上は、どうしてもこの弱小町村を引上げて、法の要求する各種の町村行政事務を能率的に処理するようにはなれないかと思つております。そういう意味から申しまして、やはり町村の合併をして、或る水準の有力な町村にするということがやはり第一義であらうと思つております。ところが一方行政の簡素化或いは国民負担の軽減という見地から申しますと、何れも私は町村の合併だけがいいというところではなくて、市の中に近接の町村が編入される、吸収されるということになりまして、市町村長なり或いは各種の行政委員会なり或いは市町村議会なりというふうなものも、それによつてなくなるわけであつて、そういう特別職なら特別職のなくなることに、それに代つて又事務処理が合理的に能率的に行われるという点を考えますと、必ずしもこれは市に近接の町村が編入されるというのを不適当である、そういうことが望ましくないといふ必要はないので、そういうこともやはり大いに望ましいことであると思つております。ただ相当基礎の有力なる市に隣接の町村が編入されるということは、やはり経済の勢い、自然の

勢いで吸収されるということが非常に、非常に思つております。同じような姿の弱小町村が合併して、一つの新しい町村になるということについては、やはりそこに何らかの推進、促進の措置がないと、市の中に隣接の町村が編入されるという自然の流れの場合よりも少しむずかしい点があるのではないかと。そこにやはり町村だけの合併については特に促進をするという必要があるのではないかと。そういう観点から申しまして、大体この原案にございまして、人口五万未満の市を基本にして人口五万未満の市に編入する場合は、或いは人口五万以上十万未満の市に一定のものを編入するという場合には、準用すると申しますか、そういう考え方というものはやはり今私が申上げましたような基礎に立つて考えまして、確かに一つのこれは解決案だと思つて、確かに一つは、或いは十万で切るということが絶対的な合理的な理由があるかと申しますと、これはまあ必ずしも問題でございまして、私どもも十萬が絶対によくて、それ以上上げるものが絶対には悪い、こういうことはまあ申上げられないと思つてございまして、併し今申しましたような考え方から行きまして、一応これは案ではないかと思つております。

○石村幸作君 私の質問にはずれたことがありやしないかということですが、最後の過大都市の抑制、こういうふうな点を、実は結論としてお聞きしたいわけですが、そこでこの間も問題になつたのは、この三十四条ですかにおける五万以上十万、これはちよつと手数がかかる、五万未満の市に編入ということよりも手数がかかるので、

それで又十万以上はむずかしい、こう
いうふうだと、折角周辺の町村が合併
するのが面倒だから市に編入しない
で、市の周辺でそのまま町村だけが合
併して町村を形作る、そういうことに
なることは困るというような意見が強
力に出ておりました、その点につい
てどんなふうにお考えですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この都市の
周辺の町村について、これは例えば東
京で申しますと武蔵野市といものがご
ざいまして、あの吉祥寺のあります武
蔵野町を、武蔵野市にするか或いは都
特別区の中に入れて武蔵野区にするか
ということが一時非常に實際的にも、
理論的にも議論になつたことがありま
す。これは、私は別にどつちでなけれ
ばならぬとは思わぬのでありまして、
やはり隣接の町村が、一つの町村にま
とまつて存在するというのがいい場
合もあるでありまして、それから
更に進んで、それを市の中に編入する
ということが自然であるという場合も
あるかと思つてあります。これは
やはり個々の実情に応じて考えるのほ
かはないので、常に、編入することは
いけない、或いは独立に存しなければ
ならない、こういうことにもなりませ
んし、又その逆にも必ずしもならな
い。ただ、先ほども申し上げましたの
は、経済、交通の自然の流れを、この
合併によつて抑制する、或いはその方
向を曲げるということは必ずしもなし
得ないかも知れないのであります。け
れども、少くとも、非常に大きな過大
都市の造成を推進して行くというよう
な恰好になることは必ずしも好ましく
ないのではないかと、こう思つてあり
ます。これは、この法案がそこまでの

ことをお考えになつて御立案願うとい
うようなことは御無理かと存じまする
が、やはり別個にきょうな人口の疎
散、或いは過大都市の抑制といったよ
うな、都市計画的な、地方計画的な、
或いは国土計画的な配慮、制度的な考
慮が必要かと考えますけれども、か
ような市町村の合併を考えます場合
において、やはりきょうな点も若干考
慮していいのではないかと、隣接町村を
都市に編入するということは、やはり
都市化をどん／＼推進して行くとい
ことなので、それは自然の流れに任
せておいて、補助金なり、その他のいろ
いろな措置によつて、それを促進する
というところまで行くのはちよつと行
き過ぎではないかというふうにお考え
のであります。

○石村幸作君 そこで今度は、逆に第
三条の町村の規模の問題ですが、ここ
に、おおむね八千という人口を最低基
準の中に現わしておる。勿論八千以下
の人口でも適用されるわけでありま
す。そこでこの間の懇談会でも、人口
が八千という線を邪魔だからとつてしま
えという意見が或る委員から非常に強
く叫ばれた。併し、今も申上げたよう
に、おおむね八千というのは一応の基
準としたのでありまして、これ以下の
人口でもこれは勿論できるわけです。
そこでお伺いしたいのは、今の八千と
いう基準に抑えるについて御意見を
伺います。

○政府委員(鈴木俊一君) この人口、
町村の規模について人口等の一定の基
準を設けることがいいかどうかという
ことではあります。この点につきま
しては、神戸委員会の七、八千、面積三十
平方メートル、こういう一つの線があ

つたわけがございますが、面積とい
うものはこれは自然に存するものであ
つて、人為によつて変更できないもので
ございまして、殊にいろいろ変化の多
い日本の風土において、一つの基準と
して一定の規模の面積というものを掲
げるといふことについては、確かにい
ろいろ議論があるかと思つたのであり
まして、その点を落されて八千とい
人口の基準だけを示されたことは、こ
れは確かな私どもも傾聴すべき御意見
だと思つておるのであります。人口の
点については然らばどうかということ
でございますが、これは、まあいろいろ
議論をする人によりまして、もう地
方制度を根本的に改革するのには、や
はり町村と市とのズレがないくらいに
町村を大町村主義に持つて行かなけれ
ばならない、それには郡、或いは郡の
中に、二つなり三つなり程度の町村に
まで大ききを持つて行かなければなら
ん、こういうふうな徹底をした議論
を言われるかたもおるのであります
が、併し、一応の基準といたしまして
は、町村役場、要するに行政処理をし
まする町村職員が、どの程度の規模の
人口を持つた町村ならば最も能率的に
やつて行けるか、こういうことを考え
る必要があるかと思つてあります。例
えば、社会福祉主事という専門
のケース・ワーカーを一人置くとい
うことにはいたしませんか、やはり
その社会福祉主事が、一人で、自分の事
務量として、一日十分に働ける、年
間を通じて毎日十分に働けるような
規模の町村でなければ余力が生ずるわ
けであります。仮に、社会福祉主事
においても、仕事量としては、一日の量

の十分の一とか、五分の一しかないとい
うような町村においては、そういう
専門家をおくことによつて不経済を生
ずるわけであつて、結局一人の職員が
いろいろ仕事を片手間にやるという
従来の方式によるほかはないわけであ
ります。従つて、やはり社会福祉主事
を一人専門におくことにはどの程度の人
口がいいかということになります
と、仮に社会福祉主事としては、六十
世帯乃至八十世帯を担当するのが大体
の基準であるということになります
ば、それからほき出して行つて、人
口を八千なら八千ということが一つの
線となつて行く。又これは、ひとりそ
ういふ社会福祉行政だけでなく、衛
生行政にいたしても、或いは産
業、経済の行政にいたしても、
いろいろそういう各種の行政で専門的な
一人の職員をおいて処理をさせて行く
というのには、やはり最少限度八千程
度のものがあるほうがいいのではない
か。一挙に大きな大町村ということも
なから／＼困難であるかと思つてあり
まして、やはりきょうな見地から、有
効に、専門的な職員をおいて、役場と
して能率が十分に發揮できる、無駄な
く發揮できるように規模の線を出され
るということになりますと、やはり
人口七、八千という神戸委員会の勧告
は確かに意味があるかと思つて、おほ
むね八千以上というこの基準は、私は適
切なる案ではないかというふうにお考
へておるのであります。

○石村幸作君 もう一つお伺いします
が、この法律が幸いに成立したとし
て、そのときに、これが行政的立場か
ら促進するように、指導推進とい

か、そういうことについて、まあ地方
には県もある。併し自治庁としての立
場から自治庁の立場はどういう立場
か。又自治庁として行政的にどうい
うふうに措置をとられるか、それをちよ
つとお伺いいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) この法案が
成立をいたして、政府にその施行の責
任がかかつて参りますならば、自治
庁といたしましては、この法案の趣旨
並びに規定をできるだけ実現するよ
うに万全の努力をいたしたいという
ふうに考えておるのであります。で、現
在御承知のように一萬弱の町村がある
わけでございますが、この町村を、い
ろいろ御議論を拝聴いたしておりま
す。或いは三分の一に減らしたらど
うか、或いは二分の一に減らしたらど
うか、それも困難で、やはり減らすに
は三分の一くらいであらうというよう
な、いろいろ御意見があるやうでござ
いまして、少くとも私も私ともいたし
今この町村をおおむね半減をするとい
うことは、この五年間の目標として、
法律の施行に当たるといふ気持を持
つておるのであります。先ほど高橋委
員からもお話がございましたが、この
町村合併によりまして、どのくらい地
方財政の規模が圧縮できるか、どのく
らい地方住民の負担が軽減できるかと
いうことは非常に大きな問題でござ
いまして、極くラフな計算をいたしま
すならば、仮に半減をするといつたし
ますれば、最小限度平年度になります
ならば百億は節減できる、これは全く
動きのない固いものだけを見まして
も、その程度の節減が可能ではないか
と思つておりました。なお、だんだ

んと新町村によつて合理的な経営が行われることになりまゝと、その節約額というものは更に倍加するのではないかと申すのであります。これはやはり国民負担の軽減を強く叫ばれておられるので、行政の簡素化といふことで行政事務の整理をする、或いは行政事務を縮小するといふような意見、或いは行政委員会制度といふものを再検討する、或いは議会制度を再検討するといふようなもの、この行政簡素化からの御意見が申す所なれども、なか／＼それらの意見を實際において実現するといふことは各種の障害がございまして困難でございませぬ。併し幸にしてこの町村合併については、一番直接関係のございませぬ全町村会なり、全町村議事長会なりといふものが全面的に賛成をしておられるわけでありまして、この町村合併の実施については、非常にそういう意味ではいわゆる行政簡素化の各種の案よりは最も実行が容易である、円滑に行くといふふうにおられるのでありまして、而もこれによつて言うところの国帑の節減、地方住民負担の軽減といふものは非常に割目して待つべきものがあると思つてございまして、これは自治庁といたしましては、今までもそうでございませぬけれども、この法案の成立がございませぬれば、それを契機として本間に総力を挙げてこれに當りたい、これを独り自治庁だけの問題でなく、自治庁といたしましては、これを政府全体の責任として内閣に一つ強力に乗り出してもらつて実施の運びにいたしたいといふぐらゐの気持を持つておられるのであります。

○石村幸作君 鈴木次長の自治庁を代表した強い決心といふか信念といふか、答弁があつたので、それで満足いたしません。これが成立と同時に、この法文にも明記してある通りであります。行政措置、財政措置等、あらゆる面について結局自治庁が主になつてやるんですから、あらゆる点に万遍漏ないようになつて高橋さんが昨日いろいろお尋ねがあつたようですが……

○高橋進太郎君 これはちよつと政府にお聞きするのどうかと思つて、実はこの法案の実施の主体であり、所々に「内閣総理大臣」という字があり、或いは又「都道府県知事」というものが出て来ておるんですが、どうも實質から見ると、やはり府県知事が中心になつてその計画を推進し、そして十分この運動の中心になつて進めて行くべきでないか、勿論これは合併する当事者である町村が主体性になることは、これは問題ないんですが、その幹旋役を買つるのは、そういう意味では、府県知事というふうなものに相当推進的な活動をしなければならぬと思つておるんですが、所々に総理大臣といふものがある、中央みずからがやるのか、或いはそういう意味合では相当府県を活用して府県知事にやらせるのか、そこいらをお尋ねしたわけだ。

○政府委員(鈴木俊一君) 私どもこの法案を拝見いたしておりまして、大体この考え方として持つておられるのは、やはりこの町村合併といふことは、直接には御指摘のように関係する町村自体のこれは問題であるわけでありませぬが、併しこの町村合併の推進をするという仕事は、これは都道府県知

事がやはりこの法律によつて国から委任されたか申しますか、そういう種類の仕事ではないか、又規定によつてはその仕事を都道府県知事に委任をしておるといふものもあるかと思つておる。そういう都道府県又は都道府県知事にこの法律によつて国が委任をして町村合併の促進をやらせる、こういう性格の仕事ではないかと思つておる。それに對してこの三十条の規定を拝見いたしますれば、助言を監督するといふことと申しますから、中央政府の責任の問題としては、これは内閣総理大臣の所管に属する。従つて内閣総理大臣はこの法律の趣旨に従つて、機関事務につきましては、都道府県知事を自治法の規定によつて指導を、団体委任の事務については、これは技術的な助言監督するといふようなことになつてはならないかといふふうにお尋ねする次第であります。

○若木勝藏君 私二つばかり質問したいと思つておるんですが、実はこの法律の第二十七條ですが、二十七條に關連して自治庁側に伺いたいのは、この二十七條は私は少し疑義があるものでありますけれども、それはまああとにして、差當つてこの条文に現れておるところの財政上の援助といふことと申す、これはあなたの方で實際には取扱うことになるだらうと思つておるんですが、どういふふうな方法でこの援助をされるのであるか。例えば各項で述べるところの号は、これは主として平衡交付金で取扱われる、或いは起債とか、或いは補助とかといふふうなものになるであらうと思つておる。その援助が主として行われるものであるか。

○政府委員(鈴木俊一君) この第二十七條を拝見いたしました。考へまするとは、国は法令及び予算の範囲内において、「事情の許す限り、合併町村のために優先的な取扱をするものとする」といふふうな法律案はなつておる。この法律によつて政府側としてはかような規定ができません。例えば建設省において道路の整備計画がございまして、それによつて地方に對して補助をするといふことになつておるわけでありませぬが、そういう補助をいたします場合に、やはり合併町村の立場を考へて、事情の許す限り根本の道路整備計画を捻じ曲げるといふことはできないと思つておる。さういふ計画とマッチする限りにおいて合併町村のために優先的に補助を出す、こういうふうにするといふことにならざるかと思つておる。その他……

○若木勝藏君 わかりました。そうすると今まで限られた一つの援助の方法がありませぬ、それ以外に……は無いわけですね。起債とか或いは補助とか或いは平衡交付金とかといふ別個に考へるといふようなことは無いわけですね。

○政府委員(鈴木俊一君) 今申し上げましたのは補助を例にとつて申し上げましたのでございませぬが、御指摘のように起債でございませぬか、その他およそ政府として町村に對して関与できる財政上の問題については、できるだけ優先的な扱ひをせよ、こういうことと申すのでございませぬ。将来法令を改正して更に合併町村に對して優先的な扱ひをするといふことも、これは政府として考へて然るべきことだと思つておる。

であります。何も現行の制度だけに捉われるといふことではないだらうといふふうにお尋ねします。

○若木勝藏君 それから先ほどの説明で、年間大体住民の負担が百億くらい節約される、これはまあ行政簡素化といふ一般的な言葉を使われましたが、實際どういふ内容に基いてこれが節約されて来るか、あらましようございませぬから……

○説明員(長野士郎君) 先ほど次長が申し上げましたのは、五年後に仮に半分減るといたしまして、一番これがはつきりいたしますのは、例えば町村長でありませぬか、こういう人々は半分になつてしまつておる。それから執行機関であります、ほかに教育委員会、そういう機関はすべて半分になつてしまつておる。或いは助役、収入役、三役といふようなもの……、議会は定数はやはり人口に応じて多少殖えませぬが、それほど半分減るようなことはございませぬ。これは一番堅いところである。この辺の機関は非常に簡素化された場合に、これを一番堅く見積りした場合には、さう考へておる。それから更に現在非常に大ききつぱに考へまして、その次に冗費がどの程度節約になるかという問題に對して、例へて申し上げますと、現在町村が、各種の機関の連合会でありませぬか、いろんなものにして、負担金とか分担金といふものを非常に多く負担しておられる。その額を非常に大ききつぱな計算でありませぬが、大体各町村で平均予算總額の二割くらいを負担しておられる。これは全部減らないといふまでも、少くともそういうものも

相当減つて参る。それから役場とか学校でござりますが、こういうものも、現在非常に危険校舎その他と言われておりますものも統合整備が成る程度可能ではないか。そういうものを見込んで参りますと相当な額になります。それからもう一つは県の機関でございますけれども、例えば地方事務所というふうなものも、町村が半分には減る場合を考えますと、県の出先機関というものは相当程度整理ができる。そういう県、町村を通じたものを考えますと、現在あらましの考えで見ても、どうも五百億ぐらいまで行きたくないかと思ひますが、最も堅いところでは、先ほど申上げましたように百億ぐらいはこれは確実に減る、このように考えております。

○若木勝蔵君 そうしますと、町村を合併することによつて行政整理が行われて来るといふような考えはありませぬか。相当今の人員費が節約されるというふうなことになると思いますが、その点促進ということに対して逆効果を現わして来る部面はありませぬか。

○説明員(長野士郎君) 今の人員費というもので一番はつきりしておると申上げましたのは、特別職でござります。一般職の職員につきましては、これはそれほど減るといふふうには余り考えておりません。むしろ役場が一つになりまして、支所とか出張所というものがござりますから、これはそれほどには減らないだろと思つております。ただ府県の出先機関というものは、これは相当減つて行くのではないだろか、要するに府県が今まで町村の数が非常に多うございまして、そういう連絡なり調整機関なりとして出先

として置いておりましたものが、そのやつておりました仕事の部分を町村自体がやるという恰好になり、移り変わつて行きはしはしないか、府県としてそういう関係が減つて行きはしはしないかと思ひます。

○若木勝蔵君 あなたの考え方では、大体行政整理に伴つて人員の整理というものは、一般職についてはそういう見通しなのですか。

○説明員(長野士郎君) そうです。聞きたい。実は衆議院との連合審査会におきまして、こういう問題が出たのです。促進というので一つの隘路は議員の問題、まあ議員の問題はいとして、執行部の問題について何か考えないと、要するに促進ということに對して、それらが相当隘路になりはしないかという点の質問があつたのです。我々も事情としては、尤もだと思ふのですが、なんかこれについて自治庁あたりでうまい考え方というものはないので、これは特別委員長の話では両方の協議によるより方法はなからうというのですが、何か考え得られる案というものはあるかどうかということ。

○政府委員(鈴木俊一君) これはなかなかむずかしい問題でござります。この議員のほうは現在の公職選挙法で選挙区を設けて、或る地域からだけ地域を区分して議員を出す、こういう方式があるわけでございますから、従つて数町村が合併いたしました場合に、その旧町村の区域ごとに議員が選ばれるということに關連いたしますれば、基準定数の倍の議員がおりますも、これは理論的にはそうおかしきこととはな

いと思ひます。ところがこの町村長は、申すまでもなく独任制の機関でございまして、その町村長が町村長である限りは、やはりこれは全体の奉仕者として全町村の区域から選ぶというところは、これはどうしても性格上必要であると思ひます。一定の地域からだけ選ばれる町村長というものは、これは独任制の町村長という性格から申して成立たないのではないかと申して、殊に考えられるわけでございます。殊に仮にアメリカのように執行機関として委員会制でもとつて、三人委員会のようなものを作つて、三町村合した場合には、三人の町村長が委員になつて執行して行くというふうなことが、若し憲法上可能であれば、いいのでありますけれども、憲法はとにかく住民が直接に選挙するといふ建前をとつた独任制でござりますから、どうもこの町村長に關しましては、議員の場合におきまますようなことは不可能ではないか、理論的にもどうもこれは不可能ではないか、ただ実際問題として、三カ町村が合併した場合には、町村長が相互に協議して、一つ初代の市長には某村長になつてくれ、こういうことで他の町村長が協力してやつて行くといふような形で、うまく実際問題として運べれば一番いいわけでありまして、そうでなく、協議によつて誰か一人の村長だけを村長にするということも、これはやはり直接選挙制の建前から疑問があると思ひます。要するに理窟は理窟でござりますけれども、どうも法律上として町村長の性格から申して、これはどうも実現し得ない願望ではないかというふうな思ひであります。

○高橋進太郎君 それで実は私も次長

のお話の結論は法律的に御尤もだと思ひます。そこで先ほど大蔵省のかたにわざ／＼来て頂いたのはそれなんです。要するにやはりこの法案のポイントになるのは、結局この合併に伴うところの助成金ということが相当問題になると思ひます。というのは従来の特別平衡交付金の五十万やそこらをくれば、各町村からいふならば、まあ多い人は百万以上、少くとも四、五十万ぐらゐを恐らく町村長の運動資金として使つておるでしょうし、従つてこれを円満に進め、又その退職もせられ、又円満に行くというためには、従来の特別交付金五十万、百万というふうな金では、なかなかこれは實際運ばないで、従つてそういう意味からは非一二十五条の規定を活かすように、而も只今あなたのお話のような何と申しまさか、今まで町村長が退職をし、又それに対する優遇方法といつたようなものが法律上書けないとするならば、それを法文上書けないならば、それを補うものを二十五条において十分お考えになつて行くということが、やはり本案進行において相当ポイントになると思ひます。その点を十分おきめ願ひたいと思ひます。

それからも一つお聞きしたいのですが、第九条に議員の場合で、二年を超えない範囲で当該協議で定める期間、合併町村の議会の議員の残任期間引続き在任することができると、こういうのは要するに何でござりますか、二年を超えない範囲で而もその議会の議員の残任期間の範囲内で二年を超えないと、こういう意味なんでしょうか。この点はこれは長野君にお聞きしたいと思ひますが。

○説明員(長野士郎君) この法案を拝見いたしますと、第一項は二つの場合が規定されておまして、対等で合併をいたしました場合には、「合併後二箇年をこえない範囲」、それから吸収合併でございまして、吸収合併の場合には、入れるほうの町村はそのま價格が消滅いたしませんで、それだけ議員さんはそのま在任していられるわけです。その在任期間だけ入つて来る議員さんを添える、こういうことを規定をされておるのだと思ひます。

○高橋進太郎君 合併のときには在任期間だけ片方の期間が延びると、こう解釈していいのですか。

○説明員(長野士郎君) 編入の場合はそうです。

○委員長(内村清次君) 速記をとめて。

○委員長(内村清次君) 速記を始めて。

○石村幸作君 そこで一昨日委員会の問題になつて、次の委員会決定しようということになつておりました平衡交付金の特例ですか、それについて自治庁からの案が出た。その説明を聞いて各委員から意見がありました。取極めだけを次回にしようということになつたのであります。これを一つ……。

○若木勝蔵君 議事進行について……これは速記をつけなくて懇談にして、そうしてきまつたならば、あとで速記をつけたほうがいいのではないかと申ひますが……。

○委員長(内村清次君) ではそうしましょうか。それでは速記をとめて。

午後五時五分速記中止

○委員長(内村清次君) ではそうしましょうか。それでは速記をとめて。

午後五時五分速記中止

○委員長(内村清次君) ではそうしましょうか。それでは速記をとめて。

午後五時五分速記中止

午後五時四十一分速記開始

○委員長(内村清次君) それでは速記を始めます。

それでは本日はこれにて地方行政委員会を散会いたします。

午後五時四十二分散会

七月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(衆)

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

昭和二十七年十二月二十一日から昭和二十八年七月三十一日までに警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十条の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げたい旨を昭和二十八年八月二十日までに内閣公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年八月三十一日までにその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同条第八項の規定にかかわらず、同年九月一日に行われるものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律(昭和二十七年法律第三百三十三号)は、廃止する。

昭和二十八年八月十五日印刷

昭和二十八年八月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局